

～農業所得の申告のしかた～

令和3年分農業所得を申告される方は、収支内訳書の作成が必要です。家庭菜園だけなど自家消費のみの方は農業所得を申告する必要はありません。確定申告をされる方は収支内訳書を税務署に提出してください。

収支内訳書の作成

(1) 農業収支計算の前に確認していただきたいこと

- 農業所得は、暦年で計算します。(令和3年1月1日～12月31日)
- 農業申告は、経営主などが行い、同一生計内の家族の収入、経費をまとめて申告します。

(2) 収入金額の各費目の具体例 (内訳は裏面に記入)

科目	内 容 等
① 販 売 金 額	農作物を出荷・販売した品目別に集計します(契約米、クズ米)。JA、自主流通、市場、無人市、個人販売など、肉用牛売却証明書
② 家事・事業消費	家事および事業のため消費するもの(収穫－販売＝残り)を計上します。収穫時の年の収入として販売価格などを参考に計算します。保有米の袋数もメモなどで控えておきましょう。
③ 雑 収 入	上記以外の農業関連収入などを計上します。米精算金、共済受取金、耕作受託料、補助金、中山間直払交付金、営農組合収入(利益配分金)、電柱敷地料など。

(3) 必要経費の費目の具体例

科目	内 容 等
⑧ 雇 人 費	常雇、臨時雇人費などの労賃や賄費(家族への支払いは含まない)
⑨ 小作料・賃借料	農地賃借料、農機具などの賃借料、共同施設利用料
⑩ 減 価 償 却 費	取得価額10万円以上の建物、機械、貨物自動車等、用水路や地下排水など農業施設の工事費(取得価額や工事費を耐用年数内で均等に経費算入します。収支内訳書裏面で別途計算)
⑫ 利 子 割 引 料	農業用の借入金に係る支払利息(元金は経費に入らない)
㊦ 租 税 公 課	農業部分の固定資産税、軽自動車税(使用割合)、水利費、農協組合費(出資金・増資は入らない)
㊧ 種 苗 費	種もみ、種子苗などの購入費用
㊨ 肥 料 費	肥料の購入費用
㊩ 農 具 費	鋤、鎌、台車、刈り払い機、ポンプなど取得価額が10万円未満の農具の購入費用
㊪ 農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用、共同防除費など
㊫ 諸 材 料 費	ビニール、縄、すくも、杭、畔波などの購入費
㊬ 修 繕 費	農機具、農業用自動車、建物などの修理に要した費用や車検費用(使用割合)
㊭ 動 力 光 熱 費	農業に要した電気、水道、燃料などの費用(使用割合・生活用と分ける)
㊮ 農 業 共 済 掛 金	水稻、果樹、家畜の共済金、価格補てん負担金・拠出金など
㊯ 土 地 改 良 費	土地改良事業の費用や客土費用(受益者負担金10a当たり上限1万円)
㊰ 雑 費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費・中山間・営農組合の経費(損失配分金)など

↑ 記号番号は、収支内訳書の番号と対応しているため、集計後は収支内訳書の同じ記号番号の欄に転記してください。

(4) 主な資産の耐用年数および償却率

種類	用途・構造	細 目	耐用年数	償却率 (新定額法)
建 物	木 造	倉庫用・作業場	15年	0.067
	簡 易 建 物	掘っ立て造り・仮設	7年	0.143
機 械 具	農 業 機 械 ・ 器 具	トラクター・運搬車・ロータリー・ハローコンバイン もみすり機・乾燥機・田植機など	7年	0.143
器 具 備	ビニールハウス	金属製(仮設)	10年	0.100
		金属製(常設)	14年	0.072
車 両 運 搬 具	一 般 用	軽貨物自動車	4年	0.250
		普通貨物自動車	5年	0.200

【新定額法の計算方法】 減価償却費は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも計算できます。

$$\text{資産の取得価額} \times \text{償却率(耐用年数)} \times \frac{\text{所有月数}}{12} \times \text{農業専用割合(使用割合)} = \text{その年の減価償却費}$$

令和3年度 農業収支作成相談会

農業収支内訳書の自己作成を支援する相談会を開催します。農業所得の申告で**分からないところがある方は、必ず来場してください**（申告相談時は農業相談員がいないため、農業相談を受けることはできません）。

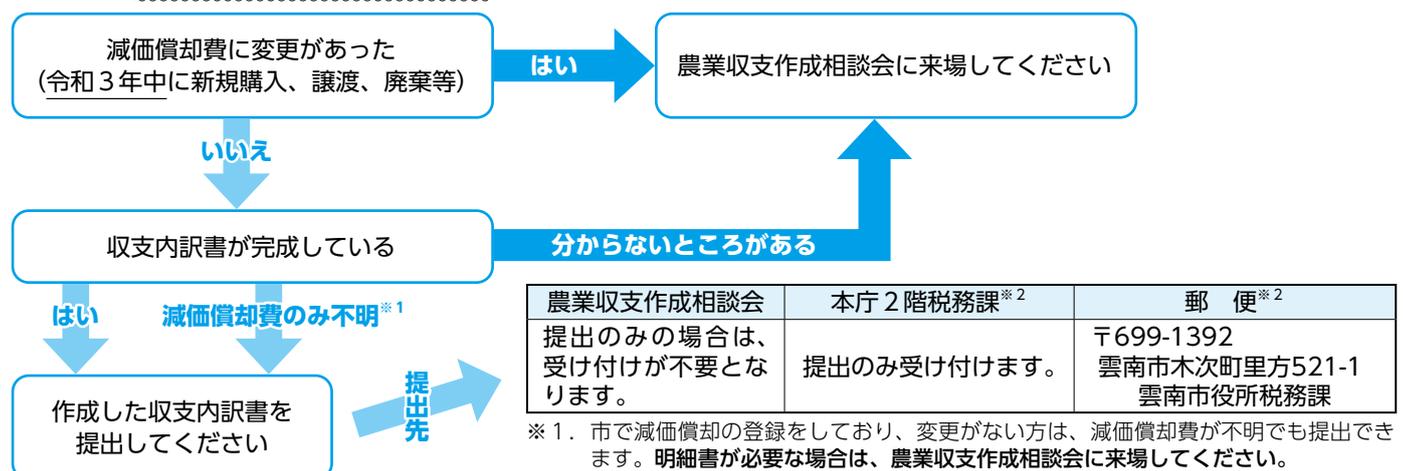
○日程表 【受付時間】 午前の部 8:30～11:00 午後の部 13:00～16:00

大東町（大東地域交流センター）		加茂町（加茂総合センター）		木次町（木次総合センター）	
日時	対象	日時	対象	日時	対象
1/25 (火)	午前 大東	1/17 (月)	午前 立原・近松・南加茂	1/17 (月)	午前 木次・新市・下熊谷・宇谷
	午後 幡屋		午後 南大西・宇治・大竹・延野・大崎・猪尾		午後 上熊谷・東日登
1/26 (水)	午前 幡屋	1/18 (火)	午前 北大西・加茂中・神原	1/18 (火)	午前 西日登
	午後 佐世		午後 三代・岩倉・東谷・昭和・砂子原		午後 寺領
1/27 (木)	午前 佐世・海潮	1/19 (水)	午後 湯村・平田	1/19 (水)	午前 里方・山方
	午後 阿用・久野				午後 湯村・平田
1/28 (金)	午前 春殖・塩田				
	午後 海潮				
三刀屋町（三刀屋交流センター2階）		吉田町（吉田総合センター）		掛合町（掛合交流センター）	
日時	対象	日時	対象	日時	対象
1/25 (火)	午前 飯石地区	1/20 (木)	午前 曾木・上山	1/27 (木)	午前 入間・穴見・波多
	午後 中野地区		午後 深野・川手		午後 多根
1/26 (水)	午前 殿河内・里坊・坂本（鍋山）	1/21 (金)	午前 芦谷・川尻	1/28 (金)	午前 松笠
	午後 乙加宮・根波別所		午後 杉戸・宇山・民谷		午後 掛合
1/27 (木)	午前 三刀屋地区・古城・伊萱	1/24 (月)	午前 梅木・大吉田	牛飼養農家(免税牛所得)の方 市役所本庁舎2階で水稻も併せて収支相談を実施します。1月の相談会への参加は不要です。別途、送付している案内を確認してください。	
	午後 給下・高窪		午後 菅谷・高殿・上町・下町・川原町		

○税務課からのお願い

- ①会場での滞在期間短縮のため、不明な点を除き、必ず自宅^{※1}で費目ごとの集計をして来場してください。（集計表は、税務課、各総合センターに用意しているほか市ホームページに掲載しています）
- ②電卓、筆記用具を持参してください。
- ③来場の際はマスクを着用していただき、体調が悪い場合は来場を控えてください。

費目ごとの集計ができた方は、次の矢印に沿ってご自身の状況を確認してください。



○収入金額の明細

農産物等の種類	作付面積 (畝) (頭羽数)	農産物の首額		農産物の卸		農産物等の種類	作付面積 (畝) (頭羽数)	農産物の首額		農産物の卸	
		数量	金額	数量	金額			数量	金額	数量	金額
田	a	kg	円	kg	円	特殊施設	頭羽	kg	円	kg	円
畑						畜産物その他	頭羽				
小計						合計					

(令和二年分以降用)

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	取得積算 の面積 又は数量	取得年月	取得価額 (償却保証額)	償却方法	耐用年数	償却率 又は 改正償却率	本年 の本 償却 期間	本年 の 償却 額	本年 の 償却 費	特別 償却	本年 の 償却 合計	事業専 用割合	本年分の必要 費算入額 (①×⑭)	未償却残高 (期末残高)	摘要
計		年 月	()		年		12					%	円	円	
		・	()				12								
		・	()				12								
		・	()				12								
		・	()				12								
計		年 月	()				12						円	円	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合はのみ⑧欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	前年の繰越額	本年中の種苗費、素畜費	本年中の肥料、農業等の投下費用	育成中の果樹等から生じた収入金額	本年中に成したものの取得価額	繰越額	繰越額	繰越額
計		円	円	円	円	円	円	円	円

◎本年中における特殊事情

--	--	--	--	--